

番号：160403

国名：バングラデシュ

担当：人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名：看護サービス人材育成プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析/研修計画）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析/研修計画
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月中旬から2016年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.6M/M、現地1.20M/M、合計1.80M/M
- (3) 業務日数：準備期間 4日
現地業務期間① 14日
国内作業 3日
現地業務期間② 22日
整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>

業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月8日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 18点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
- (計100点)

| | |
|----------|------------------|
| 類似業務 | 保健医療分野にかかる各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | バングラデシュ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

バングラデシュは、開発パートナーと共同で包括的な保健プログラムである保健人口栄養セクター開発プログラム (HPNSDP2011-2016) を定め、保健事業の推進を図っている。バングラデシュでは、母子保健関連指標が順調に改善してきている一方で、公的医療サービスの質の低さ、保健人材不足と不均等な配置問題など、保健システム全体が依然課題として残されている。なかでも保健システムの根幹を成す保健人材に関しては、保健家族福祉省が、包括的人材育成戦略である“Bangladesh Health Workforce Strategy”を2008年に草案を策定したが、政府方針として正式に制定しておらず、同戦略の内容の多くは HPNSDP の保健人材活動計画の重点活動として引き継がれている。

本案件は、保健人材の中でも特に量・質ともに改善が急務となっている看護師に関して、その人材育成を推進するものである。

バングラデシュ政府は、看護師の質の向上を目指し、2008年に看護教育制度の改正を行った。特に従来4年制であった看護ディプロマ課程を3年制看護ディプロマ課程に変更した。またディプロマ課程の看護師に対する現任研修を通じ学士の取得を認める2年制ポスト・ベーシック課程とは別に4年間の大学教育を経て看護学士の取得を可能とする学士課程制度を導入することを定めた。

また、ハシナ首相は2009年に看護職の職員増員を公約し、看護師不足解消に政府として取り組むことを宣言し、これを受け、2013年9月には約4千人の看護師が新規雇用されている。さらに2014年8月には、首相は1万人の看護師を公的病院に雇用することを宣言し、看護人材の量・質の拡充への取組を強化している。

学術的に高度な4年制看護学士課程の卒業生は2012年から順次輩出されており、今後も継続的に4年制の課程による学士をもつ看護師が社会において看護を実施することにより、看護師不足の解消だけでなく看護職の地位向上に貢献し、特に、看護学生が実践を学ぶ実習現場において学生のロールモデルとなる臨床看護師としての役割を果たすことが期待される。そのため、学士課程教育における現行のカリキュラム

の改善、また、教授方法改善といった教育水準の向上も必要となっている。

本プロジェクトは、保健家族福祉省看護サービス局をカウンターパート（C/P）機関、バングラデシュ看護審議会、ダッカ看護大学を含む対象看護大学、ダッカ医科大学付属病院を含む臨地実習実施病院を関係機関とし、①看護学士課程に関する行政機能の強化、②対象大学における4年制看護学士課程の教育環境・教授法の改善、③看護臨地実習の環境の改善を目指している。同国の看護人材育成における課題は多いなか、本プロジェクトが対象とする看護人材の学士課程は同国で初めて導入された制度であり、同国の学士課程の導入の状況をふまえつつ、本プロジェクトで改善を目指すべき技術的な課題の特定には更なる先方との調整や現状分析を要すると判断される。その為、実施に際しては、一部の計画は未確定な状態においても長期専門家が迅速に活動を開始でき、関係機関と関係性を築きながら正確な情報を入手できる、段階的な計画策定方式（二段階方式）を採用している。本プロジェクトは、2016年1月より5年間の予定で既に活動を開始しており、関係機関の一つであるダッカ看護大学にプロジェクトオフィスを設置し、看護大学をはじめ実習受け入れ先となるダッカ医科大学、教育カリキュラムの制定や看護師登録を担当する看護審議会等複数に渡る各関係機関の体制構築や情報を収集し、また、看護分野で活動を行うカナダ、韓国といった他ドナーとの連携強化を行っている。

本業務では、「看護師サービスの質向上にかかる看護師育成強化にかかる基礎情報収集・確認調査」（2014年3月～5月に実施）及びその後の同国政府関係者との協議をふまえ2015年6月30日に署名されたRDによりプロジェクトの内容として合意された基本計画を基に、すでに派遣されているプロジェクト専門家等により収集された情報の分析や追加的な情報の収集を行い、本プロジェクト期間中における具体的な活動計画の枠組み、活動計画、実施体制等を整理の上、事前評価を行う。また、基本計画として合意されているPDM案及びPO案を改訂し、その変更をMinutes of Meeting（M/M）にて合意する。更に、バングラデシュの看護人材の育成に関する研修に関する情報、分析を行い、研修計画の立案を支援することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組みと手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員、技術参与（看護行政、看護教育、看護サービス）等（以下、「JICA団員」とする）と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016年7月中旬）

- ① 要請背景及び現状を把握する（要請書、基本計画策定時の報告書（「看護サービスの質向上のための看護師育成強化にかかる基礎情報収集・確認調査報告書」基礎情報収集調査報告書）の資料・情報の収集・分析、上記以外で、派遣中の専門家が収集した情報や新たに同国政府が制定した法規制、ガイドライン等、今後の活動を計画する上で必要となる看護行政、看護教育、看護臨地実習に関連する情報を収集し、分析する。
- ② 上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③ プロジェクトの活動に関連する以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) 関連各組織の現状を把握する。

(a) 関連各組織の所掌業務に関する文献

(b) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験

(c) 看護サービス人材育成における関連各組織の関与

イ) バングラデシュ側(保健家族福祉省、対象サイト候補地域の保健行政機関)の本プロジェクト実施体制(組織、予算、人員等)の最新の状況を把握する。

ウ) 他ドナー(UNICEF、DFAT, D(カナダ) KOICA(韓国)等)の看護行政、看護教育、看護臨地実習における最新の援助動向を把握し、プロジェクトの活動計画やモニタリングを行う上で勘案すべき点について技術的な観点から提言を行う。

④ 調査団との打ち合わせのための勉強会、対処方針会議、国内支援委員会等に出席する。

(2) 現地作業期間①(2016年7月中旬~8月上旬)

① JICA バングラデシュ事務所、プロジェクトとの打ち合わせに参加する。

② プロジェクト専門家チーム及びC/Pとの協議に参加し、「JICA事業評価ガイドライン第2版」及び「JICA事業評価ハンドブック(Ver.1)」を踏まえた本調査の趣旨・実施方法に関する説明を行う。

③ 上記(1)③で得た情報・資料に加えてC/P機関、関係機関(ダッカ看護大学、ダッカ医科大学付属病院、看護審議会)を訪問し、プロジェクトを取り巻く現状、実習環境について把握、プロジェクト実施の観点から分析する。

④ 上記③で収集した情報を元にPDM案及びPO案(和文、英文)の作成に向けてプロジェクト専門家及びバングラデシュ側と関係者分析・問題分析を行い、また同プロジェクトのモニタリングに必要な指標の同定に協力する。

(3) 国内整理期間①(2016年8月中旬)

① (2)④で協議した内容を元に改訂PDM案及びPO案を作成する。

② 国内支援委員会説明資料の作成を支援する。

③ 国内支援委員会へ出席する。

④ 上記③の会合で得られた助言を元に同案を追加・修正する。

(4) 現地作業期間②(2016年8月中旬~9月上旬)

① (3)④で追加・修正した同案を精緻化する。

② 現地におけるPDM, PO案に関する協議に参加し、JICA団員(看護行政・看護教育・看護サービス)からの各分野における専門的な知見を得て、プロジェクトの事前評価の観点から同案に対する技術的な助言を行う。

③ JICA団員の実施する、関係機関への視察への同行、バングラデシュ側とのプロジェクトの方向性に関する意見交換会、並びにPDM案及びPO案に関する協議に参加、評価・モニタリングの観点から技術的な提言を行い議論を支援する。

④ 上記③の協議を通じて外部要因を明らかにし、PDM案及びPO案を修正するとともに、署名済R/Dの変更のためのM/Mの作成に関して、JICA団員を支援する。

⑤ JICA団員の実施する、他ドナーとの協議に参加、議論を支援する。

⑥ 看護行政、看護教育、看護臨地実習に関する最終的なプロジェクトの活動の計画をふまえ、本邦研修の対象となるバングラデシュ側の人材(行政担当者、教育担当者、臨地実習指導者及び臨地実習を受け入れる病院関係者)の能力を分析し、

各分野における研修計画案の作成を支援する。

- ⑦ 現地作業期間②の結果を取りまとめ、現地調査結果報告書(和文)において担当部分を執筆する。

(5) 国内整理期間②(2016年9月中旬)

- ① 事前評価表(案)(和文・英文)を作成する。
② 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る報告を行う。
③ 研修計画案作成のために本邦受入先の情報収集を行い、研修計画案のとりまとめに協力する。
④ 細計画策定調査結果(案)(和文)のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査結果(案)(和文)
(2) 研修計画書(案)(和文・英文)
(3) 事前評価表(案)(和文・英文)

なお、(1)～(3)の成果品は電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田/羽田-バンコク/シンガポール/クアラルンプール-ダッカを標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は①2016年7月23日～2016年8月5日、②2016年8月16日～9月6日を予定していますが、数日前後する可能性があります。

現地調査①については派遣中の専門家と協力して調査を行います。現地調査②については、一週間程度JICA団員に先行して、現地にて調査を行います。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しております。

- ア) 総括(JICA)
イ) 看護行政(JICA)
ウ) 看護教育(JICA)
エ) 看護サービス(JICA)
オ) 協力企画(JICA)
カ) 評価分析/研修計画(コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA団員の調査期間については、団員と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

現地調査のスケジュール調整及びJICAバングラデシュ事務所職員（現地職員含む）、並びにバングラデシュ事務所側関係者の同行

カ) 執務スペースの提供

なし

（2）参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト

（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

・「看護サービスの質向上のための看護師育成強化にかかる基礎情報収集・確認調査報告書」基礎情報収集調査報告書

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12232898.pdf>

・「保健セクター情報収集・確認調査バングラデシュ人民共和国保健セクター分析報告書」

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12085270.pdf>

・「母子保健改善事業（保健・人口・栄養セクター開発プログラム）（フェーズ2）準備調査最終報告書（和文要約）」

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12233227.pdf>

・「バングラデシュ人民共和国母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ2中間レビュー調査報告書」

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12152807.pdf>

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行

うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を実施願います。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかにご相談下さい。

以上